

# ○同行援護サービス費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 30分未満 (191単位)														
ロ 30分以上1時間未満 (302単位)														
ハ 1時間以上1時間30分未満 (436単位)														
ニ 1時間30分以上2時間未満 (501単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100	+25/100	+20/100	+40/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100			
ホ 2時間以上2時間30分未満 (566単位)				深夜の場合 +50/100										
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (632単位)														
ト 3時間以上 (697単位に30分を増すごとに+66単位)														
初回加算 (1月につき200単位を加算)														
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)														
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×417/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×402/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×347/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×273/1,000) (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×372/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×343/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×357/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×328/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×298/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×283/1,000) ホ 福祉・ 介護職員 等処遇改 善加算 (V) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×254/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×302/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×239/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×209/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×228/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×194/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×184/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×139/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能													
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×274/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×200/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×111/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													
福祉・介護 職員等特 定処遇改 善加算 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×70/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×55/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×45/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													